

○文部科学省令第五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第四百四十二条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十四日

文部科学大臣 松本 洋平

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(教育課程の編成方針) 第十九条 「略」 2・3 「略」 4 大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要がある と認められる場合には、当該学部における教育及び大学院の 研究科における教育の連続性に配慮した教育課程を編成するも のとする。</p>
改正前	<p>(教育課程の編成方針) 第十九条 「同上」 2・3 「同上」 「項を加える。」</p>
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(専門職大学設置基準の一部改正)

第二条 専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p style="text-align: center;">（教育課程の編成方針）</p> <p>第九条 「略」</p> <p>2～4 「略」</p> <p>5 専門職大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、当該学部における教育及び大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程を編成するものとする。</p>
改正前	<p style="text-align: center;">（教育課程の編成方針）</p> <p>第九条 「同上」</p> <p>2～4 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(大学院設置基準の一部改正)

第三条 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章〜第十二章 「略」

第十三章 学部との連続性に配慮した教育課程に関する特例（

第四十二条）

第十四章 雑則（第四十三条―第四十七条）

附則

第十条 「略」

2 前項の場合において、第四十六条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。

3 「略」

（教育課程の編成方針）

第十一条 「略」

2 「略」

3 大学院を置く大学は、当該大学院の研究科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（第四十二条第一項において「学部との連続性に配慮した教育課程」という。）を編成するものとする。

第三十条の二 「略」

2・3 「略」

4 第七条の三第三項の規定にかかわらず、この省令において、

改正前

目次

第一章〜第十二章 「同上」

第十三章 雑則（第四十二条―第四十六条）

附則

第十条 「同上」

2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。

3 「同上」

（教育課程の編成方針）

第十一条 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

第三十条の二 「同上」

2・3 「同上」

4 第七条の三第三項の規定にかかわらず、この省令において、

第二章、第九条、第九条の二、第十条、第十章から第十二章まで及び第四十六条を除き、「研究科」には研究科等連係課程実施基本組織を含むものとする。

(共同教育課程に係る修了要件)

第三十三条 「略」

2 「略」

3 全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一であり、かつ、第十五条において準用する大学設置基準第十九条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一の大学等連携推進法人(同項第二号に規定する大学等連携推進法人をいう。第四十二条第一項第一号口及び第二号口において同じ。) (共同教育課程に係る業務を行うものに限る。) の社員である場合における前二項の規定の適用については、同項中「十単位」とあるのは「七単位」とする。

4 「略」

第十三章 学部との連続性に配慮した教育課程に関する特例

第四十二条 大学院を置く大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、学部との連続性に配慮した教育課程の編成により、当該学部における教育と当該大学院の研究科における教育との円滑な接続を図る実証的な成果の創出に資する効果的な取組を行うため特に必要があると認められる場合には、当該効果的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行

第二章、第九条、第九条の二、第十条、第十章から第十二章まで及び第四十五条を除き、「研究科」には研究科等連係課程実施基本組織を含むものとする。

(共同教育課程に係る修了要件)

第三十三条 「同上」

2 「同上」

3 全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一であり、かつ、第十五条において準用する大学設置基準第十九条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一の大学等連携推進法人(同項第二号に規定する大学等連携推進法人をいう。) (共同教育課程に係る業務を行うものに限る。) の社員である場合における前二項の規定の適用については、同項中「十単位」とあるのは「七単位」とする。

4 「同上」

「章を加える。」

う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けることができる。ただし、他の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る場合にあつては、次の各号のいずれにも該当する場合には限る。

一 当該他の大学が次のいずれかに該当すること。

イ 当該大学院を置く大学の設置者（その設置する他の大学の学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。）が設置するもの

ロ 大学等連携推進法人（当該大学院を置く大学の設置者が社員であり、かつ、学部との連続性に配慮した教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置するもの

二 当該大学院を置く大学が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方針に沿つて学部との連続性に配慮した教育課程を編成すること。

イ 前号イに該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの 同号イに規定する基準の定めるところにより当該大学院を置く大学の設置者が策定する学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る方針

ロ 前号ロに該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの 同号ロの大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（当該大学等連携推進法人の社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する

連携を推進するための方針をいう。)

三 当該大学院を置く大学及び当該学部を置く他の大学が、学部との連続性に配慮した教育課程を編成し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けること。

2 連続課程特例認定大学（前項の規定による認定を受けた大学をいう。次項において同じ。）の大学院については、第三条第三項中「修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは」とあるのは「第四十二条第一項の規定による認定を受けた大学に置かれる大学院の修士課程においては」と、第十八条第一項中「大学院は」とあるのは「第四十二条第一項の規定による認定を受けた大学の大学院は」と、「単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）」とあるのは「単位」と読み替えて、これらの規定を適用する。

3 連続課程特例認定大学は、修士課程の標準修業年限又は在学期間の短縮に関し、前項の規定により読み替えて適用する第三条第三項又は第十八条第一項の規定の適用を受ける場合には、これらに関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

第十四章 雑則

第四十三条〜第四十七条 「略」

第十三章 雑則

第四十二条〜第四十六条 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(専門職大学院設置基準の一部改正)

第四条 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第九章 「略」</p> <p>第十章 学部との連続性に配慮した教育課程に関する特例（第四十五条）</p> <p>第十一章 雑則（第四十六条）</p> <p>附則</p> <p>（教育課程の編成方針）</p> <p>第六条 「略」</p> <p>2・3 「略」</p> <p>4 専門職大学院を置く大学は、当該専門職大学院の研究科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（第四十五条第一項において「学部との連続性に配慮した教育課程」という。）を編成するものとする。</p> <p>（連携開設科目）</p> <p>第六条の三 「略」</p> <p>一 「略」</p> <p>二 大学等連携推進法人（その社員のうちに大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学の間の連携の推進を目的とするものであって、当該大学の間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号、第三十四条第二項並びに第四十五条第一項第一号口及び第二号口において同じ。）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第九章 「同上」</p> <p>第十章 雑則（第四十五条）</p> <p>附則</p> <p>（教育課程の編成方針）</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>2・3 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>（連携開設科目）</p> <p>第六条の三 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 大学等連携推進法人（その社員のうちに大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学の間の連携の推進を目的とするものであって、当該大学の間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号及び第三十四条第二項において同じ。）（当該専門職大学院を置く大学の設置者が社員</p>

(当該専門職大学院を置く大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。)
の社員が設置する大学に置かれる他の大学院

2・3 「略」

(国際連携専攻に係る施設及び設備)

第四十条 「略」

2 第四十六条第一項の規定により適用する大学院設置基準第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、特定国際連携専攻(その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻をいう。以下この項において同じ。)に係る施設及び設備については、当該特定国際連携専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携専攻に係る施設及び設備)

第四十四条 第四十六条第一項の規定により適用する大学院設置基準第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携専攻に係る施設及び設備については、それぞれの専門職大学院に置く当該国際連携専攻を合わせて一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教

であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。)の社員が設置する大学に置かれる他の大学院

2・3 「同上」

(国際連携専攻に係る施設及び設備)

第四十条 「同上」

2 第四十五条第一項の規定により適用する大学院設置基準第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、特定国際連携専攻(その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻をいう。以下この項において同じ。)に係る施設及び設備については、当該特定国際連携専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携専攻に係る施設及び設備)

第四十四条 次条第一項の規定により適用する大学院設置基準第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携専攻に係る施設及び設備については、それぞれの専門職大学院に置く当該国際連携専攻を合わせて一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及

員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学院ごとに当該国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

第十章 学部との連続性に配慮した教育課程に関する特例

第四十五条 専門職大学院を置く大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、学部との連続性に配慮した教育課程の編成により、当該学部における教育と当該専門職大学院の研究科における教育との円滑な接続を図る実証的な成果の創出に資する効果的な取組を行うため特に必要があると認められる場合には、当該効果的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けることができ。ただし、他の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る場合にあつては、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 当該他の大学が次のいずれかに該当すること。

イ 当該専門職大学院を置く大学の設置者（その設置する他の大学の学部と当該専門職大学院の研究科との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。）が設置するもの

ロ 大学等連携推進法人（当該専門職大学院を置く大学の設置者が社員であり、かつ、学部との連続性に配慮した教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置するもの

び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学院ごとに当該国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

「章を加える。」

の

二 当該専門職大学院を置く大学が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方針に沿って学部との連続性に配慮した教育課程を編成すること。

イ 前号イに該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの 同号イに規定する基準の定めるところにより当該専門職大学院を置く大学の設置者が策定する学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る方針

ロ 前号ロに該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの 同号ロの大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（当該大学等連携推進法人の社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

三 当該専門職大学院を置く大学及び当該学部を置く他の大学が、学部との連続性に配慮した教育課程を編成し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けること。

2 連続課程特例認定大学（前項の規定による認定を受けた大学をいう。次項において同じ。）の専門職大学院については、第三条第二項中「主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合」とあるのは「第四十五条第一項の規定による認定を受けた大学の専門職大学院」と、第十六条中「専門職大学院は」とあるのは「第四十五条第一項の規定による認定を受

けた大学の専門職大学院は」と、「単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）」とあるのは「単位」と読み替えて、これらの規定を適用する。

3 連続課程特例認定大学は、専門職学位課程の標準修業年限又は在学期間の短縮に関し、前項の規定により読み替えて適用する第三条第二項又は第十六条の規定の適用を受ける場合には、これらに関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

第十一章 雑則

第四十六条 「略」

第十章 雑則

第四十五条 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(学校教育法施行規則の一部改正)

第五条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第百六十五條の二 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 大学設置基準第十九條第四項、専門職大学設置基準第九條第五項、大学院設置基準第十一條第三項又は専門職大学院設置基準第六條第四項の規定により大学の学部における教育及び大学の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程を編成する大学は、当該学部又は学科若しくは課程及び当該研究科又は専攻を一つの単位として、第一項各号に掲げる方針を定めることができる。</p>	<p>第百六十五條の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。